

(お知らせ)

令和5年11月17日  
防 衛 省

### 指定装備移転支援法人の公募に関する事前説明会の開催について

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）に基づく指定装備移転支援法人についての公募に関する事前説明会を下記のとおり開催しました。

なお、公募は近日中に開始する予定です。

### 記

#### 1 概要

日付 令和5年11月17日（金）

時間 14：00～15：00（日本時間）

場所 防衛省市ヶ谷地区 庁舎E1棟8階 会議室C

#### 2 参加法人数

12社

#### 3 説明会の内容

別添資料（防衛装備庁HPに掲載）を用いて説明。

# 指定装備移転支援法人の公募に 関する事前説明会

---

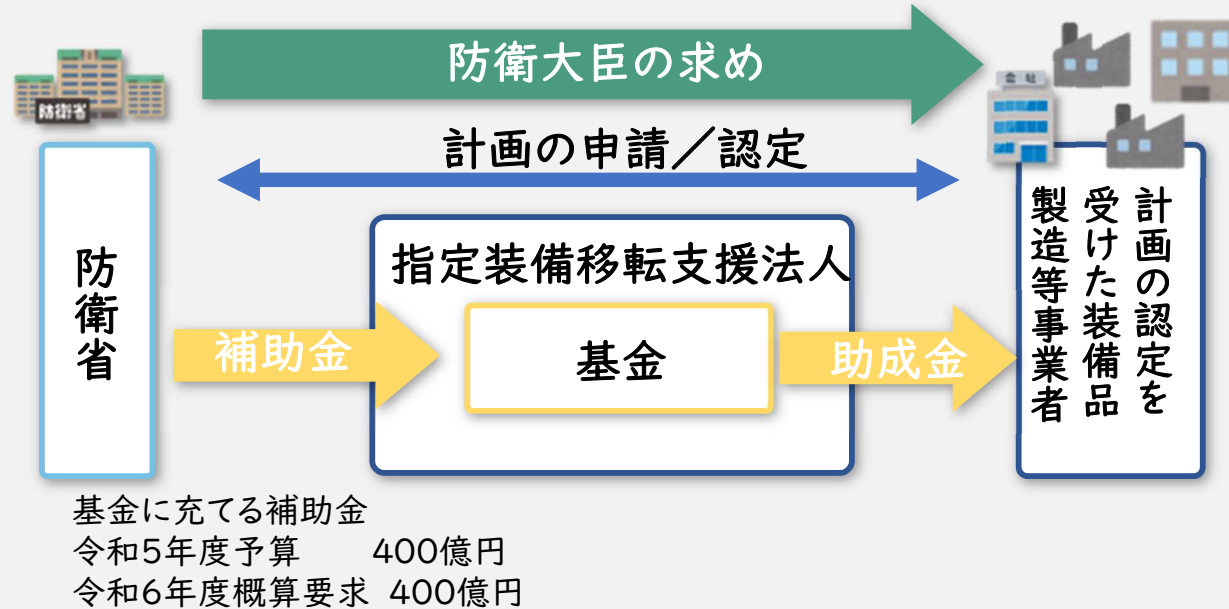
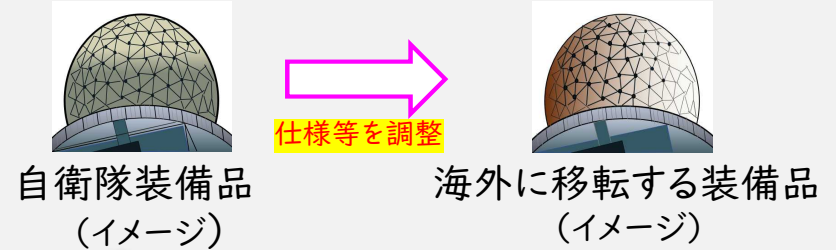
防衛装備庁

装備政策課

国際装備課

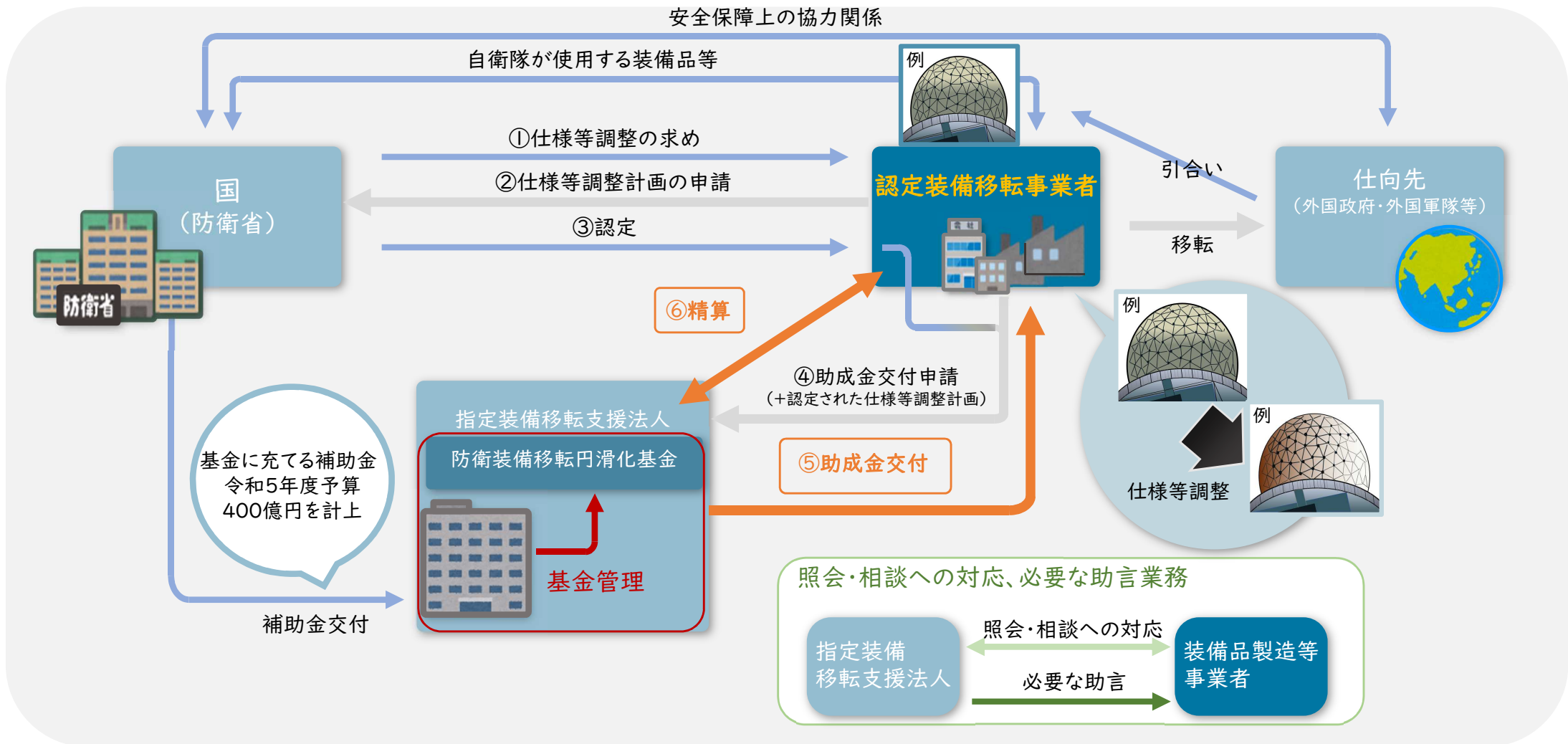
# 装備移転円滑化措置の概要

- ・安全保障上の観点から適切なものとするため、防衛大臣の求めに応じ、企業は自衛隊装備品の仕様等を調整
- ・これに必要な資金を法人に造成した基金から助成



- 外交・防衛政策上の重要なツールである装備移転を官民一体で円滑に実施するため、**基金を造成し、装備移転に取り組む企業への措置**を講じます。
- 具体的には、装備移転に当たり、防衛大臣の求めに応じ、安全保障上の観点から適切なものとするため、**企業が自衛隊装備品の仕様等を調整する場合に、必要な資金を基金から助成**します。

# 指定装備移転支援法人の行う業務の概要



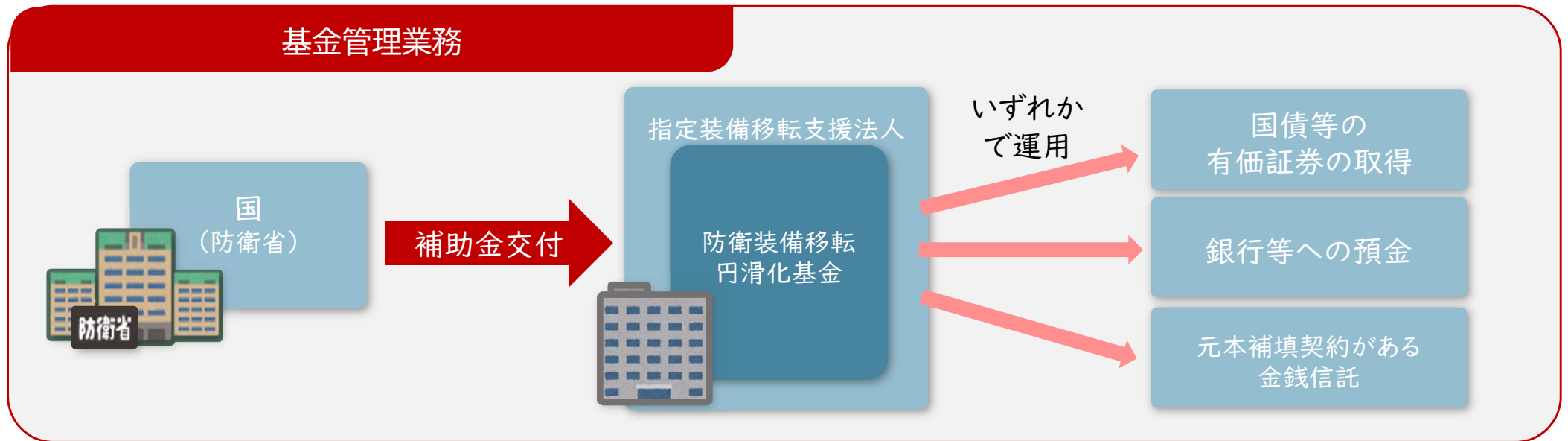
- 指定装備移転支援法人は、法律の規定に基づき一般社団法人又は一般財団法人から指定します。
- 指定装備移転支援法人が実施する「**装備移転支援業務**」は、主に以下の3つ(それに付随する業務を含む)からなります。

① 基金管理業務

② 助成金交付・精算業務

③ 照会・相談への対応、  
必要な助言業務

## ①-1 基金管理業務



- 指定装備移転支援法人は、国から交付を受けた補助金を基に、**装備移転支援業務に要する費用に充てるための基金**を設け、これを**運用**します。
- **基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てることとなります。**
- 指定装備移転支援法人は、**次の方法による場合を除くほか、基金の運用に係る業務上の余裕金を運用することはできません。**
  - ・ **国債**その他防衛大臣の定める**有価証券の取得**
  - ・ **銀行**その他防衛大臣の定める**金融機関への預金**
  - ・ 信託業務を営む**金融機関への金銭信託**で**元本補填の契約があるもの**

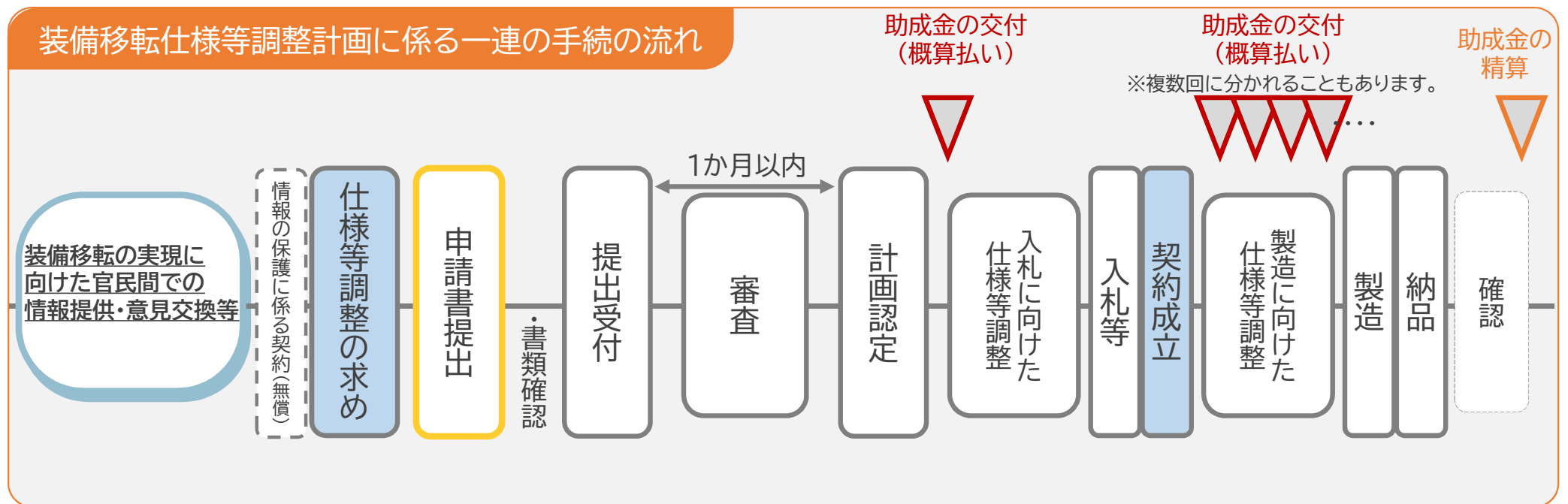
## ①-2 装備移転支援業務実施のために基金から拠出される経費

区分		内容
事業費	助成事業費	認定装備移転事業者が認定装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要な資金に充てるための助成金
	照会・相談対応及び助言事業費	法人が装備移転仕様調整を図ろうとする者の照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うために必要な経費
管理費※		法人が上記事業を執行するために必要な人件費、旅費、会議費、謝金、備品費、使用料・賃借料、消耗品費、印刷製本費、委託費、通信運搬費、振込手数料その他諸経費

※管理費については、現状考え得るものを計上しておりますが、法人にて作成して頂く「業務規程」において、改めて用途等を明記して頂く必要があります。

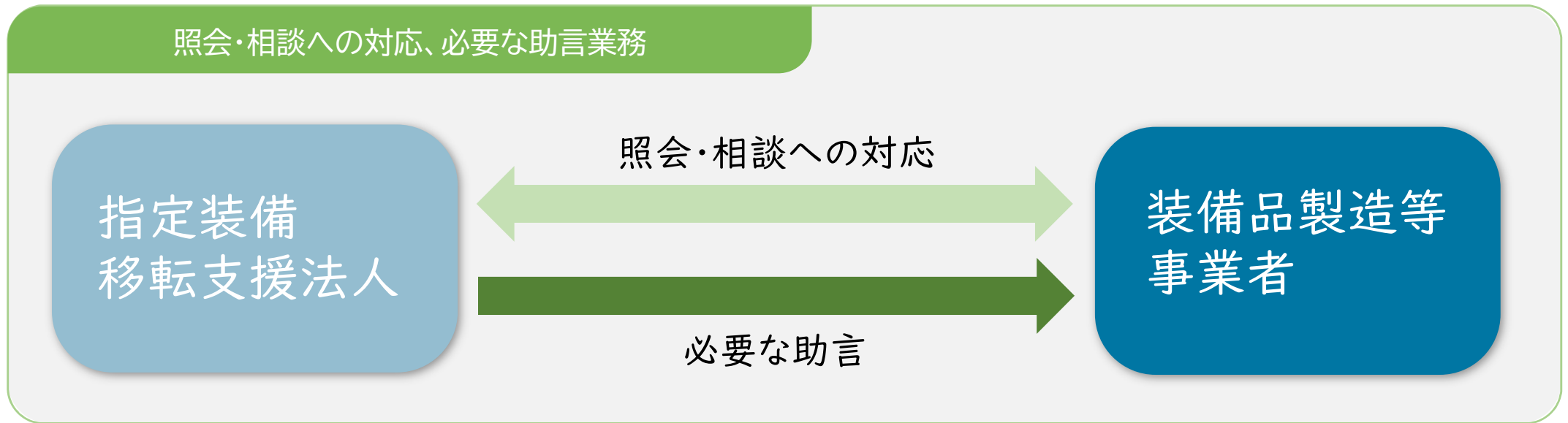
- 法人が実施する装備移転支援業務に係る経費の区分は上図のとおりであり、これらの経費は基金から支出して頂きます。
  - 毎事業年度開始前に、「事業計画書」及び「収支予算書」を、毎事業終了後には、「事業報告書」及び「収支決算書」を防衛大臣へ提出して頂いたのち、これを法人において公表して頂く必要があります。
- ※ なお、基金の適正な執行管理をはかるため、上記書類の提出前や、防衛大臣が必要であると判断した際に、防衛省側から必要な確認をさせていただきます。

## ② 助成金交付・精算業務



- 助成金の交付は、計画の認定後、基本的に概算払いで実施し、支払いは複数回に分かれて実施されることもあります。
- 概算払いで交付した助成金は、移転案件の終了後に精算する必要があります。
- 指定装備移転支援法人は、
  - ア. 防衛省から示された助成金を認定装備移転事業者に交付すること
  - イ. 認定装備移転事業者から出される実績報告書を基に精算手続を行うことが業務の中心となります。

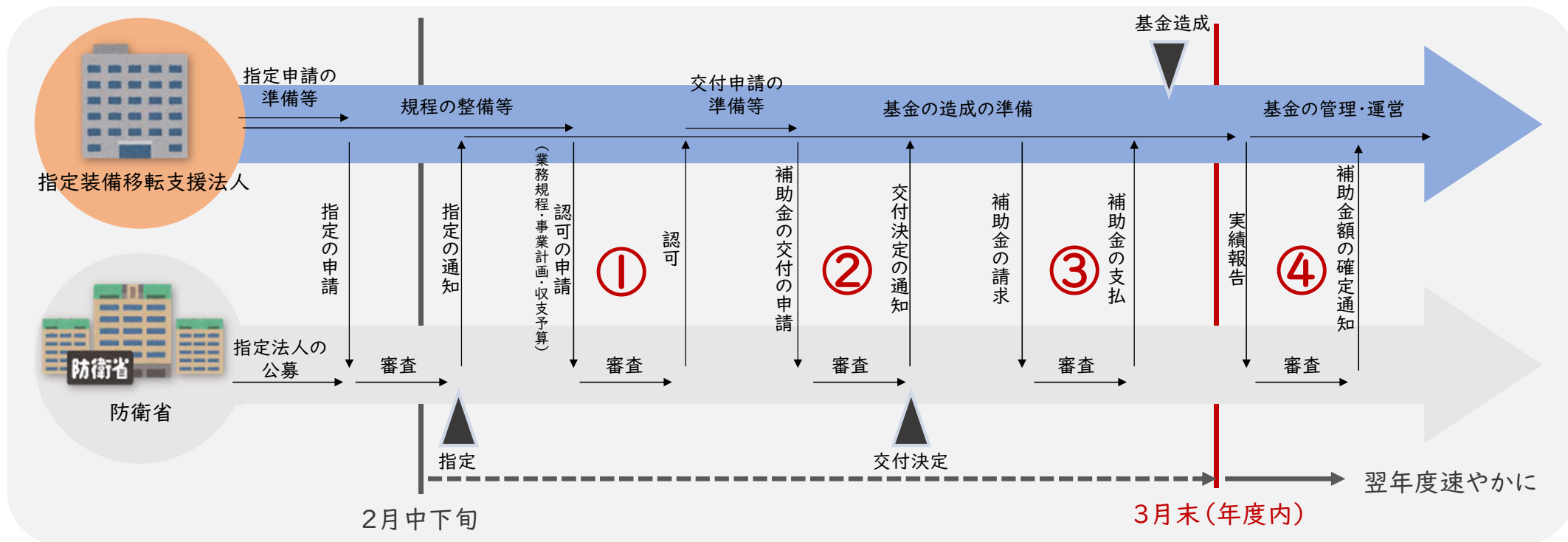
### ③ 照会・相談対応業務



- 基金の管理、助成金の交付・精算のほか、装備品製造等事業者による**装備移転仕様等調整に関する事項**について、照会及び相談に応じ、並びに**必要な助言**を行うこととなります。
- この照会・相談対応は、  
装備移転仕様等調整計画の認定を受けた認定装備移転事業者だけでなく、  
**装備移転仕様等調整に関する照会・相談であれば、装備品製造等事業者全てが対象**となります。



# 年度末までの基本的な流れ



## ① 認可の申請

指定装備移転支援法人として指定を受けた後、「業務規程」「事業計画書」「収支予算書」を防衛大臣に提出して認可を受けていただき、これを法人において公表する必要があります（業務規程については、防衛大臣が財務大臣へ協議を行った後に認可することになります）。

## ② 補助金の交付申請

認可を受けた後、防衛大臣に対し補助金の交付申請を行っていただき、交付決定の通知を受けていただきます。

## ③ 補助金の請求

交付決定の通知を受けた後、補助金の請求を行っていただき、法人の所定口座※に入金を受けていただきます。  
※400億円の入金が可能な口座をご準備いただく必要があります。

## ④ 実績報告

補助金全額の入金を受け、基金が造成された後、防衛大臣に対し実績報告を提出していただき、補助金額の確定通知を受けていただきます。

# 提出資料(予定)

○指定装備移転支援法人指定申請書(省令第15条第1項及び様式第27)
○添付書類(省令第15条第1項第1号から第10号まで)
一 登記定款の写し
二 登記事項証明書(現在全部事項)
三 代表者及び装備移転支援業務に関する事務に従事する役職員の氏名及び略歴を記載した書類
四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類(法人内決裁文書の写し)
五 装備移転支援業務の実施に関する基本的な計画(※1)
六 装備移転支援業務に関し知り得た秘密を確実に保持するために講ずる措置が規定されている情報管理規程、定款等(下記のア、イの内容を含んだものでなければならない。)の書類 ア 資格のない従業者(取締役員等を含む。)が装備移転支援業務に係る機微情報(秘密情報及び保護すべき情報をいう。以下同じ。)にアクセスすることを禁じる規則(申請法人の組織の物理的又は組織的な分離及び資格のない者による不正アクセスの効果的な排除を含む。) イ 申請法人に対し潜在的影響力を持つ外国を含む法人がある場合には、当該外国を含む法人に対し機微情報を共有しない旨の規則(※2)
七 申請法人が法第15条第2項各号に該当しない旨を誓約する書類(代表者が署名すること)
八 代表者及び業務に係る役員が法第15条第2項第1号に該当する者又は同項第3号に規定するいずれかの罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者でない旨を当該役員が誓約する書類(代表者が署名すること)
九 申請法人の最近3期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書並びに最終の財産目録(設立から3期に満たない場合は、設立後から直近年度までの事業報告及び計算書の全て)
十 公募要領とあわせて示す「審査項目」の各項目に関する資料(※3、4)

※1 実施体制、装備移転支援業務の方法及び区分経理の方法について記載すること。

※2 申請法人に対し潜在的影響力を持つ外国を含む法人がある場合には、当該外国を含む法人との関係を示す資料を提出すること。

※3 証拠書類がある場合には当該証拠書類を添付すること。

(公募要領とあわせて示す「審査項目」(2)イ 加点項目、ロ 経費見積項目については、防衛装備庁ホームページに掲載している様式を用いること。)

※4 公募要領とあわせて示す「審査項目」(2)ロ 経費見積項目については、5か年度の総額のほか、法人の全体収支及び本業務に係る部門のセグメント収支並びに一般管理費のセグメント別配賦方法等につき、年度ごとの法人計算書を作成すること。(様式任意)

## 審査のポイント(予定)

防衛省としては、より良い法人を選定したいと考えており、法人として選定されるための必須項目のほか、以下の要件を満たす法人には評価点に加算する加点方式によって法人を選定することとしています。なお、これらは加点項目であるため、仮に満たさない項目があったとしても、失格となるわけではありません。

- 法人のガバナンスや透明性を確保する観点から、弁護士、公認会計士、税理士、大学教授などの学識者、民間企業で役員以上の職務に就いた経験がある者が監事に充てられている
- 装備移転支援業務の適正かつ確実な実施の観点から、専従する職員を確保したり、新部門を設立したりする
- 民間の知見を積極的に取り入れる観点から、装備移転支援業務を実施する部門の長に民間出身者を充てている
- 助成金の交付、精算を適正に実施する観点から、補助金の交付や申請に携わった経験のある職員がいる
- 基金を適正に管理する観点から、国又は地方公共団体の補助金により造成された基金を法人として管理した実績がある
- 装備移転仕様等調整に関する照会や相談への対応を実施する観点から、技術士、弁理士、装備品等の設計、開発又は製造に関わる分野において博士号を取得した者などが職員に充てられている
- 装備品仕様等調整に関する保護すべき情報を適切に管理する観点から、他機関等への国際的な情報セキュリティ認証(ISO27001等)を与える権限を有していたり、情報処理安全確保支援士の職員がいたりする

## 今後について

公募は近日中に開始します。(応募期間は60日程度を予定)

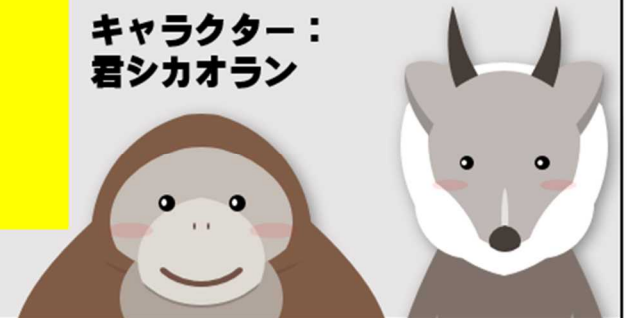
公募が開始されましたら、防衛装備庁HPに公募要領など、応募に必要な情報を掲載します。

応募に必要な情報へは、防衛装備庁HPのトップページに掲載しています以下のバナーからアクセスください。追加的な情報がある場合にも、このサイトに掲載いたしますので、随時ご確認ください。

# 求ム、指定装備移転支援法人

**近日公募開始！！**

キャラクター：  
君シカオラン



なお、ご質問等がございます場合には、必ずバナーのアクセス先において指定している窓口に電子メールにてご連絡ください。